

いじめ防止基本方針

札幌市立中沼小学校 いじめ対策委員会

令和8年4月改定

◆ いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

1 いじめ防止等の基本的な考え方

* いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条で「児童等は、いじめを行ってはならない」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立つことが必要である。

本校は少人数小規模校であり、単級で同じ児童が6年間ともに過ごす。互いに知り尽くした仲間という利点もあるが、万一関係が崩れたときには修復することが難しいというリスクもある。児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、「いじめ防止基本対策」を策定し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 校内「いじめ対策委員会」の設置

(1) 役割

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、取組に関することや児童や保護者からの相談内容の把握と防止のための啓発、いじめへの適切な対応等を行う。

(2) 構成員

- ・組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係るすべての取組は、校長の監督下で行う。但し、校長が不在の時は、教頭もしくは教務主任が臨時にその任に就き、事後校長へ報告し、決裁を得る。
- ・構成員は、校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、該当学級担任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察経験者、教育学者等の外部専門家や学校評議員やPTA役員等の地域の関係者とする。

(3) 対応

いじめの疑い等の情報があった場合やいじめが確認された場合には、委員全員がそろわない場合であっても速やかに委員会を招集し、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応について協議を行うとともに再発防止に向けた措置を講ずる。

(4) いじめ対策組織と会議

- ・学校いじめ対策委員会は、学校特別委員会の危機管理委員会に属し、その構成員と上記構成員をもって開催する。
- ・学校いじめ対策委員会の定例会は、月末日に開催し、いじめの認知状況や継続観察児童の状況、解消に向けた取組を協議・交流する。
- ・委員会開催時には、会議録を作成し、個別の対応等については、別途記録化し、いじめアンケート等の結果も含め、経年的に把握し、共有できるようにする。
- ・いじめに係るアンケートを年2回（6月、11月）実施し、アンケートや面談等の結果について、委員会を開催して検討する。
- ・札幌市いじめ防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの疑いを把握した場合の対処マニュアルを作成し、年1回見直しを図る。

3 いじめの未然防止のために

(1) わかる授業づくり

児童等一人一人が達成感や充実感のもてる、ユニバーサルデザイン授業の構築とその実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

道徳の年間指導計画を見直し、「いじめを行ってはいけないこと」「いじめは決して許されないこと」という認識を児童全員がもてるような指導を各学級で行う。

(3) 学級活動、児童会活動の充実

学級活動において現状を踏まえながらいじめについての意見を交わし合ったり、児童会活動でいじめ防止・根絶に向けた運動を展開したりするなど、子どもが主体的、自治的に進めることのできる活動を教育活動の中に位置づける。

(4) ファミリー活動の充実

本校の特色ある教育活動「ファミリー活動」において同学年ばかりでなく異学年との遊び、給食交流などを通して仲間意識を育む。

(5) 体験活動の充実

他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

(6) 学級経営の充実

学級活動等において、互いの良さを見つけたり考え方の違いに気づかせたりする活動を取り入れ、児童の自己肯定感（自己有用感・自尊感情）を育む。

(7) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

4 いじめの早期発見のために

(1) 情報収集

休み時間等の見守り、さらには地域と連携をとり、放課後の児童の様子などから情報を収集する。

(2) アンケート調査の実施

市教委からの調査の外に学校独自の調査と併せて年に2回実施する。

調査後はすぐに 追跡調査・事情聴取→指導→保護者への連絡 を行う。

(3) 教育相談の実施

いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図るとともに、児童や保護者からの話を真摯に受け止め親身になって聞く姿勢をもつなどして信頼関係を構築する。

(4) 子ども理解交流会の実施

児童の様子を見たスクールカウンセラーや特別支援教育巡回相談員も交え、助言等いただきながら未然防止を図る。

(5) いじめ防止に関する研修の実施

いじめ防止に関する研修を実施し、日々の観察の仕方や児童一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚を持つなどいじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

5 いじめの見逃しや教職員による抱え込みを防ぐために

(1) いじめの判断

いじめ見逃しをしないために、その認知及び解消の判断は、いじめ対策委員会が行う。

(2) いじめ解消への取組

いじめの解消目安である3か月間に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等を通して、心身の苦痛状況を継続的に確認する。また、加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りに当たる。

(3) いじめ解消の判断

解消の判断は、事案対処後概ね3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえ、判断する。

「いじめ」が解消している状態とは、以下の2つの要件を満たしている必要がある。

1. 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われたものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
2. 被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じないと認められること。

(国のいじめの防止等のための基本的な方針より)

6 いじめに対する早期対応・早期解決のために

- (1) 職員室が情報共有の場となるよう話しやすい、相談しやすい雰囲気作りに努め、日常的に会話や相談を通して児童の情報を共有する。万一いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職及び教職員に知らせる。
- (2) いじめ対策委員会等、組織的な体制のもとにおいて、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。その際には被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題をとらえる。
- (3) いじめの事実が確認された場合、いじめている児童に対して「絶対に許されない」という姿勢で臨み、相手を深く傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。また、行為に及んでしまった気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- (4) いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (5) 迅速な対応
いじめが発覚した場合の事実確認から指導に至る一連の対応は、重大事態への波及防止のため、担任だけでなく、チーム中沼として組織的に迅速に対応する。

7 緊急時及び重大事態への対応

- (1) 緊急時及び重大事態とは
 - ① いじめ等により児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められるとき（児童が自殺願望や自殺を企図した場合等）
 - ② いじめ等により児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

*児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
- (2) 教育委員会・警察との連携
緊急性の高いと判断した事案や重大事案相当と判断される場合は、札幌市教育委員会と連携し、速やかに警察への相談・通報等の必要な措置をとる。
(いじめ防止対策推進法第23条第6項)
- (3) 重大事態への対応 ～札幌市教育委員会が調査の主体を判断～

8 学校の取組への評価

(1) 取組の評価

学校いじめ防止基本法に基づく取組の検証を行うため、学校評価項目の中にいじめ防止等の取組に関する内容を位置付け、評価検証を行い、改善を図る。

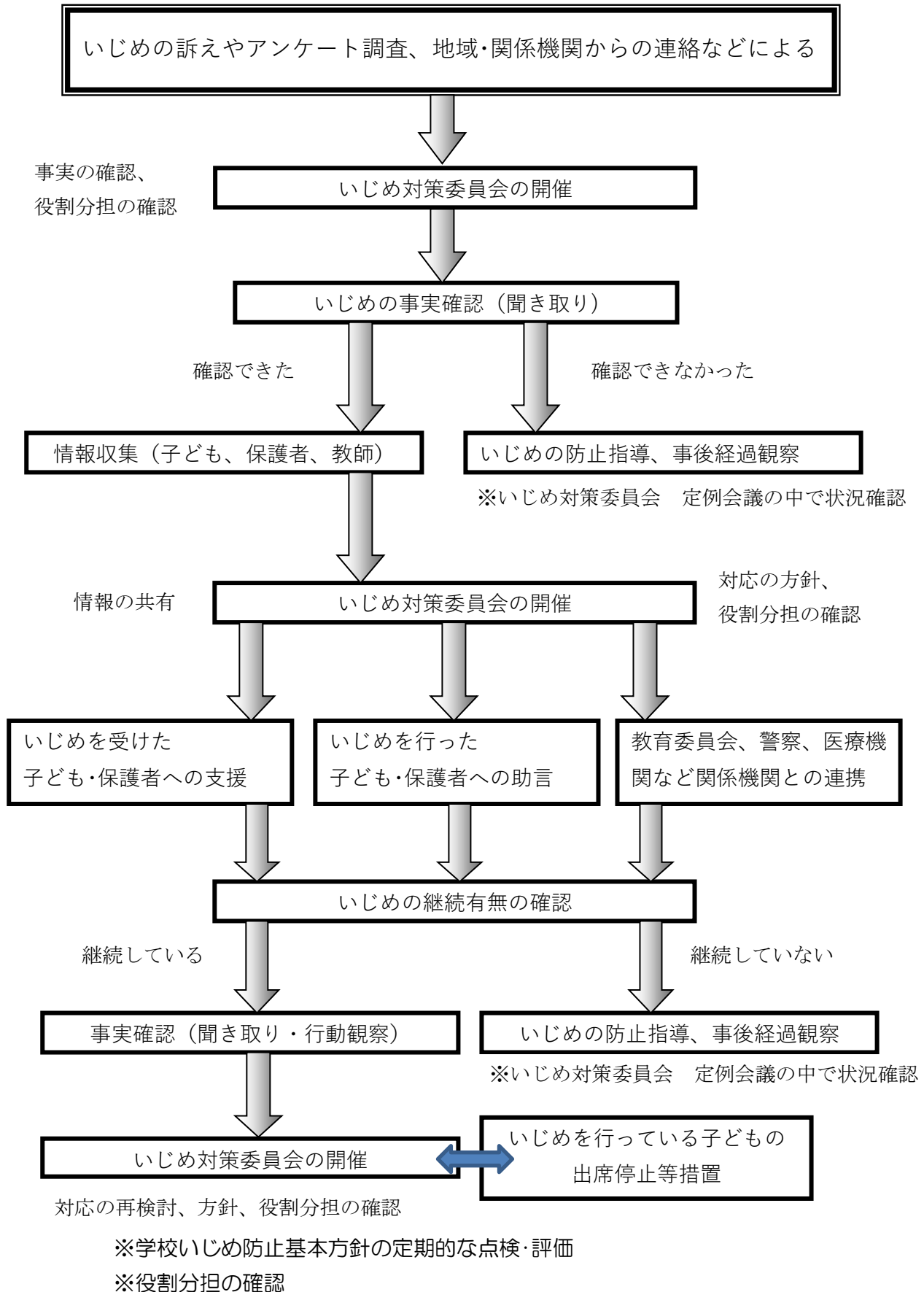
(2) 個別の対応状況に関する記録及び引き継ぎ

いじめに関する個別の対応については、いじめ対策委員会の会議録とは別に記録化し、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年や学校へ確実に引き継ぎ、指導や支援につなげていく。

(3) 悩みやいじめに関するアンケート用紙の取り扱い

児童へのアンケート用紙については、定められた期間（3年間）学校で保管する。また、進学・転学等の際には、保存年限の期間内にあるアンケート用紙そのものを引き継ぎ、指導や支援につなげていく。

【いじめ対応フローチャート】



重大事態対応フロー図

◆調査主体が学校の場合

①学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- *組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する
- *第22条に基づく「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて上記に留意しながら適切な専門家を加える。

②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- *いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する
- *仮に学校側に不都合なことがあったとしても事実をしっかり向き合う
- *これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する

③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- *調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告も含めて)
- *関係者の個人情報に十分配慮する
- *得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、前もってその旨を調査対象の児童や保護者に説明する

④調査結果を札幌市教育委員会に報告

- *いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に加える

⑤調査結果を踏まえた必要な措置

◆調査主体が札幌市教育委員会の場合

- 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

9 関係機関との連携

いじめに関わる重大事態発生時の対応等については、法に則って札幌市教育委員会に指導・助言を求めて、学校として組織的に動く。

必要に応じて警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。

地域全体での見守りも大切なことであることから PTA や地域の会合等でも、いじめ問題についての話題を取り上げてくれるよう啓発していく

主な関連機関

| | | |
|----------------|----------------|-------------------------|
| 札幌市教育委員会 | 担当指導主事 | 2 1 1 - 3 8 5 1 |
| 札幌市教育委員会 | 児童生徒担当課 | 2 1 1 - 3 8 6 1 |
| 札幌市教育委員会 | いじめ電話相談 | 0 1 2 0 - 1 2 7 - 8 3 0 |
| 北海道警察本部 | 少年相談 1 1 0 番 | 7 0 4 - 0 1 1 0 |
| 札幌法務局 | 子どもの人権 1 1 0 番 | 0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0 |
| 札幌市教育センター | 教育相談室 | 6 7 1 - 3 2 1 0 |
| 札幌市子どもアシストセンター | 相談専用電話 | 2 1 1 - 3 7 8 3 |

10 参考資料

いじめ防止対策推進法

| | |
|---------------------------|------------------|
| 生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり」 | Leaves.1 (文部科学省) |
| 生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり 2」 | Leaves.2 (文部科学省) |
| 北海道 | いじめの防止等に関する条例 |